

湘南藤沢地方卸売市場  
卸売業者受託契約約款

令和2年6月21日 現在

2020.02.18版

横浜丸中青果株式会社湘南支社

湘南青果株式会社

(趣旨)

第1条 湘南藤沢地方卸売市場の卸売業者である横浜丸中青果株式会社湘南支社及び湘南青果株式会社(以下「会社」という。 )が湘南藤沢地方卸売市場(以下「市場」という。 )において行う卸売のための販売の委託の引受けは、卸売市場法(昭和46年法律第35号)、同法施行規則(昭和46年農林省令第52号)、湘南藤沢地方卸売市場業務規程その他関係諸法令によるほか、委託者との間に特約のない限り、本約款によるものとします。

(会社の義務)

第2条 会社は、委託者のために、受託した物品の卸売を誠実に行います。

- 2 会社が本約款に違反して委託者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負います。ただし、天災地変、輸送遅延その他会社の責に帰することが出来ない事由によって生じた損害については、その責任を負いません。

(委託者の義務)

第3条 委託者は、委託する物品については、次に掲げる事項に適合し、その商標信用を保証する責任を有するものとします。

- (1) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(以下「JAS法」という。)に基づく品質表示基準(名称及び原産地表示等)  
(2) 食品衛生法上の基準並びに規格

(委託物品の受領)

第4条 会社は、委託物品の引渡しを受けたときは、委託者に対して、ただちにその物品の種類、数量、等級、品質、受領のときにおける物品の状態及び受領の日時を通知します。

ただし、受領した日の翌日までに売買仕切書を発送する場合は、売買仕切書の発送をもって受領の通知に代えることができることとします。

- 2 前項の場合において、委託物品について、種類又は品質の相違、損敗、数量の不足等の異状を認めるときは、会社は、引渡しを受けた後遅滞なく開設者の指定する検査員の確認を受け、ただちにその結果を委託者に通知することとし、また、当該物品を販売したときは、その結果を売買仕切書に付記することとします。

ただし、委託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち合い、あるいは写真等の送付により、その了承を得たときはこの限りではないものとします。

- 3 会社は、委託物品の異状については、前項ただし書に規定する場合を除き、前項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができないものとします。

(委託物品の保管)

第5条 会社は、受領した委託物品の販売が終了するまでは、その保管の責任を負うものとしします。

- 2 会社は、会社の責任に帰すべき事由によって委託物品の保管中に生じた腐敗損傷等、委託者の受けた損害について、その賠償の責任を負います。
- 3 会社は、委託物品の卸売に当たりその一部を見本に供した場合は、その見本に供した物品に通常生ずる品質の損傷若しくは低下又は減量等については、その責任を負いません。

(委託物品の手入れ等)

第6条 会社は、委託物品の性質に従い、その販売のため通常必要とする手入れ加工、その他の調整をすることができるとしします。

(委託物品の検査)

第7条 会社は、委託物品の保管中その物品について国又は地方公共団体の検査を受けたときは、速やかに、その概要等を委託者に通知します。

(衛生上有害な物品の受託拒否)

第8条 会社は、衛生上有害な物品又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず健康に危害を及ぼす可能性がある物品、JAS法その他法令の定め違反する物品、市場施設の許容量を超える入荷が見込まれる場合で物理的に受け入れが困難な物品の販売の委託は、引き受けません。

- 2 前項に掲げる物品について、販売の委託があったとき、又は国若しくは地方公共団体から売買を差し止められ、若しくは撤去を命ぜられたときは、会社は、開設者の指示に従って、これを処分することがあります。
- 3 前項の処分によって生じた費用及び損害は、すべて委託者の負担とします。
- 4 第2項の処分をしたときは、会社は、処分に関する開設者の証明書を添付し、速やかに、その旨を委託者に通知します。

(帳簿の閲覧)

第9条 会社は、委託者の請求があるときは、特別の事情がある場合を除いて、営業時間中、いつでも販売の委託を受けた物品の販売に関する諸帳簿及び書類の閲覧の求めに応じ、かつ、質問に回答します。

(受信場所)

第10条 委託者からの会社に対する諸通信は、市場内の会社の事務所あてに行うもの  
とします。

(送り状等の添付)

第11条 委託者が会社あてに委託物品を出荷する場合は、その物品の種類、数量、等級、品質、その他受領に関し必要な事項を記載した送り状又は発送案内をその物品に添付するものとします。

なお、委託物品の運送を他人に委託する場合も同様とします。

2 前項の送り状又は発送案内をその物品に添付しないときは、委託者は、品質の相違、数量の不足又は委託先の不明等による受領の遅延について、会社に対抗することはできないこととします。

(委託物品の上場)

第12条 会社は、委託物品を、その受領後最初の卸売取引に上場するものとします。

2 委託物品の上場順位は、同種物品の到着順によるものとします。

3 会社は、委託者に著しく損害を与えるおそれがあること、その他相当の事由があると認めたときは、委託物品の全部又は一部についてその上場順位を変更することができることとします。

(販売方法)

第13条 会社は、市場において行う卸売については、せり売、入札の方法又は相対による取引（相対売又は定価売の方法による取引をいう。以下「相対取引」という。）の方法によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合であって開設者が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

(1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合

(2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

3 会社は、売買取引の方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

4 会社は委託された物品の販売の取引価格（消費税額及び地方消費税額を含まない価格とします。以下同じ。）について委託者が希望した最低取引価格（以下、「指値」という。）及び契約取引、予約相対取引等による、せり売以外の販売をする場合は、下記の販売方法のいずれかを選択することができるものとする。

(1) せり売取引と同様の委託取引による販売

(2) 委託手数料額に見合う会社の収入を逆算し買付割戻として控除する買付取引  
会社は本項第1号及び第2号のいずれの方法で販売したか、委託者に事前もしくは販売後速やかに通知するものとします。

5 会社は委託された物品の販売について委託者の希望する価格等による取引及び事前値決めによる契約取引、予約相対取引等、販売以前に取引価格が決定している物品の販売をする際、又は仲卸業者、売買参加者及び第14条に規定する市場の仲卸業者及び売買参加者以外の者（以下、「販売先」という。）及び委託者との交渉の結果、会社の集荷対策及び販売戦略上、やむを得ず、委託者希望価格と販売先への取引価格に差異が生じた際は、次の各号に掲げる書類を開設者に届け出し、会社が販売の委託を受けた取扱物品を自ら買い受ける（以下、「自己買受」という。）ことで、当該取扱物品の所有権を委託者から会社に移転させるものとします。

(1) 自己買受報告書（会社の決裁ルールに基づく捺印があるもの）

(2) 通常・特別契約取引届出書（契約取引を行う場合のみの提出書類とし、会社の決裁ルールに基づく捺印があるもの）

なお、第1号は事前もしくは販売後速やかに第2号は取引開始以前に会社が開設者に届け出するものとします。

（市場の仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売）

第14条 会社は、次の各号に掲げる場合は、取扱物品を市場の仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をすることができる。

(1) 第13条に掲げる会社による自己買受の場合

(2) 卸売の相手方が相対取引事業者の場合

(3) 他の卸売業者に対して会社が卸売をする場合

（販売不成立の場合の処理）

第15条 会社は、委託物品について、その販売が不成立となった場合は、遅滞なくその旨を委託者に通知し、その指図を求めることとします。

2 前項の場合、委託者は会社に当該物品の返送又は廃棄を求めることができるものとします。

3 前項の規定により、委託者の求めに応じて、会社が当該物品を返送又は廃棄した場合に要した費用は委託者の負担とします。

（再委託の禁止）

第16条 会社は、委託者の要求又は同意がなければ、他の卸売業者に委託物品の販売の委託をすることはできないこととします。

(委託の解除等)

第17条 委託者による販売委託の解除又は他の卸売業者への委託替えの申込みは、その委託物品の販売準備着手前に限り、会社は、これに応ずるものとします。

2 前項の申込みに応じた場合においては、会社は、委託の解除又は委託替えに応じたために要した費用は委託者の負担とします。

(会社に事故あるときの処置)

第18条 会社が卸売の業務の許可を取り消されたとき又はその許可に係る卸売の業務を停止されたとき若しくは売買を差し止められたときは、未販売の委託物品は、開設者の指示に基づいて処置するものとします。

(販売後の事故処理)

第19条 委託物品を販売し、これを買受人に引き渡した後において、買受人から隠れた瑕疵があること、又は数量、品質に著しい差違があること等を理由として開設者が定める期間内に会社に対して販売代金の減額の申出があった場合であって、その申出について開設者が正当な理由があると認めるときは、会社は、それに相当する減額をします。

この場合、会社は、開設者の証明書を添付して委託者にその旨を通知するものとします。

(委託手数料)

第20条 会社が委託者から收受する委託手数料は、取扱品目ごとの取引価格に卸売数量を乗じた金額(「取引金額」とします。以下同じ。)に次に掲げる定率を乗じた金額に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を付加した金額とします。

ただし、委託手数料計算により生ずる円未満の端数は四捨五入します。

野菜及びその加工品(つけ物を除く。)	100分の8.5
果実及びその加工品	100分の7.0
つけ物	100分の8.0
その他の食料品	100分の5.0

(委託者の費用負担)

第21条 委託物品の卸売に係る費用のうち次に掲げるものは、これらに係る消費税額及び地方消費税額を含めて委託者の負担とします。

- (1) 通信費(当該物品を販売するに当たって委託者等への連絡に要する費用)
- (2) 運送料(会社の当該物品の卸売場までの運搬費及び荷卸しに要する費用)

(3) 売買仕切金等の送金料

(4) 保管料（委託物品を冷蔵その他の方法により保管をしたため、とくに経費を必要としたときはその費用）

(5) 調整費（手入れ加工その他の調整につきとくに経費を要したときはその費用）

(6) その他会社が立て替えた費用

注）その他正当な理由がある場合には、必要に応じて定めるものとする。

2 委託手数料及び前項各号の費用は、委託物品の卸売金額（消費税額及び地方消費税額を含む金額とします。以下同じ。）から控除するものとします。

（売買仕切書の送付）

第22条 会社は、委託物品の卸売をしたときは、その卸売をした翌日までに、当該卸売をした物品の品名、等級、取引価格、数量及び取引価格と数量の積の合計額、当該合計額に0.08（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品以外のものにあつては、0.1）を乗じて得た金額、前条第2項の規定により控除すべき委託手数料及び費用の金額（消費税額及び地方消費税額を含む）並びに差引仕切金額（「売買仕切金」とします。以下同じ。）を記載した売買仕切書を委託者に送付するものとします。

（仕切金の支払）

第23条 売買仕切金の送付は、委託者と特約のない限り、委託物品の販売をした翌日までに行うこととします。

2 売買仕切金の送付に代えて、前項の定める期日までに委託者の要請等により売買仕切金を現金で支払う場合の支払場所は、市場内の会社の事務所とします。

（仕切金の精算）

第24条 委託者は、委託物品の卸売金額が委託手数料と第21条第2項の規定により控除すべき金額の合計額に満たないときは、会社に対し、速やかに精算するものとします。

ただし、委託者が引き続き販売の委託をする場合には、次回の委託物品の仕切計算に合算してこれを精算することができるものとします。

（再販売）

第24条 会社は、買受人が卸売を受けた物品の引取りを怠ったため委託物品を再販売したことによって差損金を生じたときは、最初に販売したときの卸売金額によるものとします。

(臨時開市等の通知)

第25条 臨時の開市及び休業その他委託者に重要な関係を有する事項については、直ちに委託者に通知するものとします。

(約款の変更)

第26条 会社は、本約款の全部又は一部変更するときは開設者の承認を受けて、これを行うものとします。

附則

第1条 この契約約款は令和2年6月21日から施行する。